

## 秋田県告示第206号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定施術者から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、告示する。

令和元年9月27日

秋田県知事 佐竹敬久

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
小松由季	こころも鍼灸・整骨院	大仙市花館字安本14番地1	令和元年8月28日